

# 受入の手引

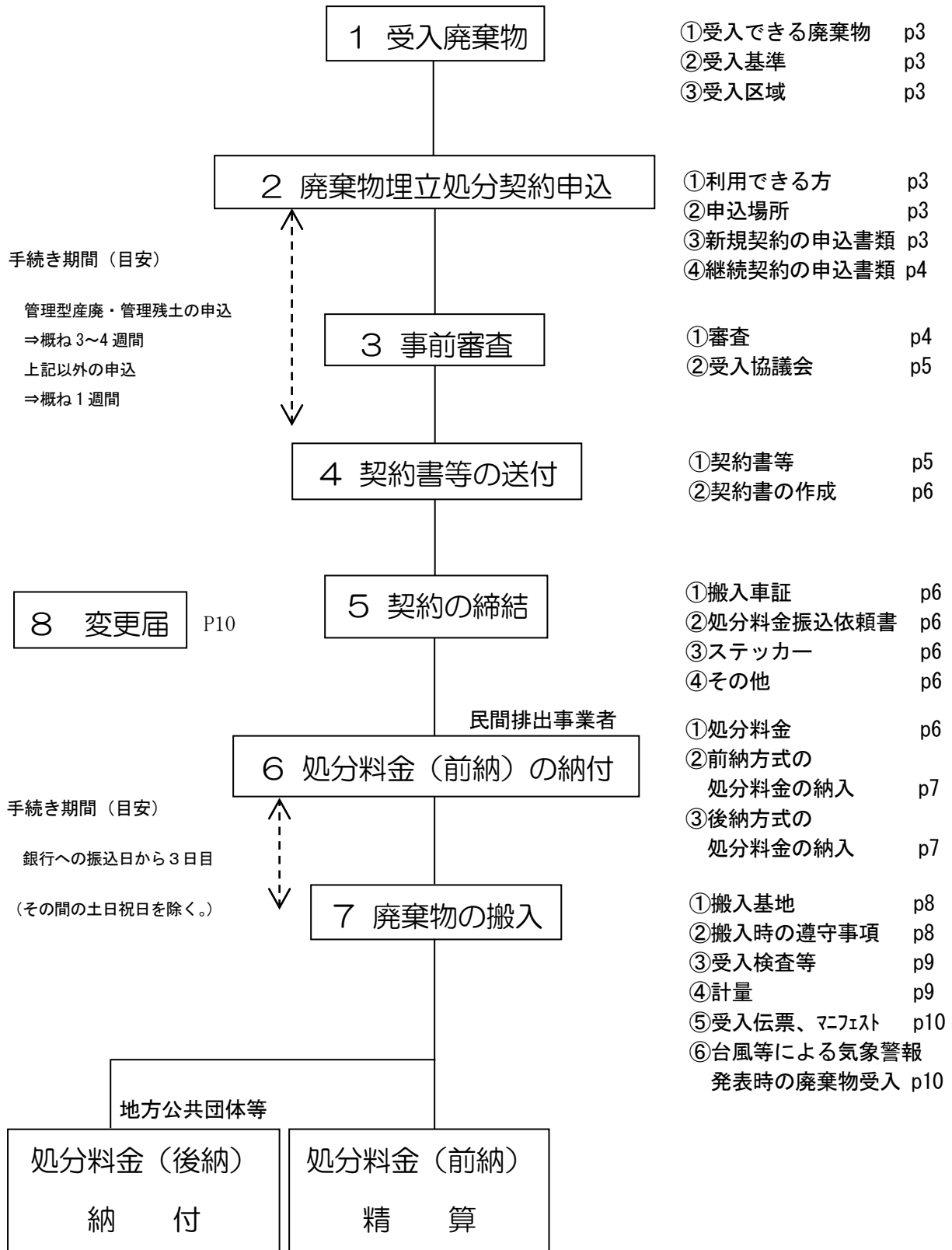
平成30年4月

大阪湾広域臨海環境整備センター

# 目 次

廃棄物埋立処分契約申込から廃棄物の搬入までのフロー	p 2
1 受入廃棄物	p 3
(1) 受入できる廃棄物	p 3
(2) 受入基準	p 3
(3) 受入区域	p 3
2 廃棄物埋立処分契約申込	p 3
(1) 利用できる方	p 3
(2) 申込場所（申込書類提出先）	p 3
(3) 新規契約の申込書類	p 3
(4) 継続契約の申込書類	p 4
3 事前審査	p 4
(1) 審査	p 4
(2) 受入協議会	p 5
4 契約書等の送付	p 5
(1) 契約書等	p 5
(2) 契約書の作成	p 6
5 契約の締結	p 6
(1) 搬入車証	p 6
(2) 処分料金振込依頼書	p 6
(3) ステッカー	p 6
(4) その他	p 6
6 処分料金の納付	p 6
(1) 処分料金	p 6
(2) 前納方式の処分料金の納入	p 7
(3) 後納方式の処分料金の納入	p 7
7 廃棄物の搬入	p 8
(1) 搬入基地	p 8
(2) 搬入時の遵守事項	p 8
(3) 受入検査等	p 9
(4) 計量	p 9
(5) 受入伝票、マニフェスト	p 10
(6) 台風等による気象警報発表時の廃棄物受入	p 10
8 変更届	p 10
(1) 変更届の必要な場合	p 10
(2) 変更届	p 10
(3) その他	p 11
9 その他	p 11
(1) 搬入停止又は契約の解除	p 11
(2) 損害賠償	p 11
(3) 遡及適用	p 11
(4) 違約金	p 11
(5) 廃棄物の減量化	p 11
(6) 公表及び情報公開	p 11
別表1 受入基準	p 12
別表2 各基地の受入廃棄物及び受入区域	p 18
別表3 廃棄物埋立処分契約申込に係る必要書類	p 19
よくあるご質問Q & A	p 21

# 廃棄物埋立処分契約申込から廃棄物の搬入までのフロー



注：申込から契約書等の送付までの期間については、目安ですので多少前後します。特に管理型産廃は、行政への通知、適正受入協議会の日程等により変化しますので、詳細についてはセンターにお問合せください。

## 1 受入廃棄物

### (1) 受入できる廃棄物

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）に受入できる廃棄物は、受入基準に適合する一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土及び港湾事業に係る浚渫土砂です。

可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は最大径おおむね30cm以下に破碎等したものに限ります。

### (2) 受入基準

別表1（P.12～17）のとおりです。

### (3) 受入区域

別表2（P.18）の受入区域内から排出された廃棄物を受け入れます。

## 2 廃棄物埋立処分契約申込

### (1) 利用できる方

センターを利用できる方は、排出場所が受入区域内にあり、次のいずれかに該当する方です。

- ア 地方公共団体及びこれに準じる団体
- イ 産業廃棄物を排出する事業者
- ウ 産業廃棄物の中間処理を行う産業廃棄物処分業者
- エ 陸上残土を排出する事業者
- オ 浚渫土砂を排出する行政関係機関等事業者
- カ その他センターが認めた方

### (2) 申込場所（申込書類提出先）

申込は、次の場所で受け付けています。

申込場所	所在地	営業日・営業時間
センター 本 社 業 務 課	大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル9階 (旧ニチメンビルディング) TEL 06-6204-1722(直通) 06-6204-1721(代表)	営業日 月曜日～金曜日 休業日 土曜日、日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、 センターの指定する日 営業時間 9:30～12:00、13:00～16:30

(注) 申込書類は、センターホームページからダウンロードしてください。

【 ホームページアドレス <http://www.osakawan-center.or.jp/> 】

### (3) 新規契約の申込書類

#### ア 提出・入手方法

廃棄物の種類ごと、廃棄物の排出場所ごとに申込書類の提出が必要です。別表3（P.19）に従って、必要書類を添付し提出してください。

申込書類は、センターのホームページからダウンロードしてください。

申込書類提出時に、必要に応じて、廃棄物の性状、発生工程等についてお聞きします。

#### イ 記載・押印

申込書類に必要事項を記載し押印してください。

法人の場合は代表取締役印（いわゆる「丸印」）を押印してください。

契約期間は、期限を4月1日から翌年3月31日の間で記入してください。（始期は原則として契約日となります。）

処分料金は、10回までの分割納付が可能ですので、希望回数を記入してください。

#### ウ 廃棄物の化学分析、陸上残土の土質分析・化学分析

契約前検査として必要な廃棄物の化学分析、陸上残土の土質分析・化学分析については、廃棄物・陸上残土の種類、発生工程等に応じて、センターから指示します。

分析は、申込前に、廃棄物の種類ごと、廃棄物の排出場所ごとに1検体（1回）実施することとし、申込時から6か月以内の日に試料採取したもの（ダイオキシン類については1年以内）とします。

陸上残土、浚渫土砂については、申しいただく数量に応じて分析が必要な検体（箇所）数が異なりますので、詳しくはセンターのホームページの「陸上残土の受入について」をご覧ください。また、分析結果の有効期間は設けていません。

なお、一般廃棄物であるばいじん処理物については、検査時期が異なりますので、詳しくはセンターに確認してください。

#### エ 搬入車両の登録

申込時の登録は、原則5台でお願いします。5台以上必要な場合は、ご相談ください。

車両登録一覧表には、搬入に使用する車両の必要事項を記入してください。

##### ○ダンプ車の場合

・車両重量は、自動車検査証に記載の「車両重量」を原則とします。自動車検査証のコピーを添付してください。

・車両重量が自動車検査証と異なる場合は、事前にセンター各基地で空車重量を計量し、センターが発行した「空車重量計量票」（1年間有効）を、自動車検査証のコピーとともに添付してください。（同一年度内に複数の契約が予想される場合は、コピーで差支えありません。）

##### ○コンテナ車の場合

・同一のコンテナボックス（センター専用のコンテナボックス）のみの使用を原則とします。事前にセンター各基地で空車重量を計量し、センターが発行した「空車重量計量票」を、自動車検査証のコピー、申立書、車両の後方及び側面（運転席側＝右側）の写真（撮影日は申込日から1年以内の日）とともに添付してください。（同一年度内に複数の契約が予想される場合は、空車重量計量票はコピーで差支えありません。）

なお、同一のコンテナボックスを使用する登録を受けた場合、別のコンテナで搬入することになった場合には、必ず事前に変更の手続きが必要となりますのでご注意ください。

・やむをえず複数のコンテナボックスを使用される場合は、自動車検査証のコピーと申立書を添付してください。（写真は不要です。→搬入時に毎回2回計量を行います。）

なお、土砂等禁止車両（管理残土を含む陸上残土、鉱さい、がれき類を搬入する場合）、観音開き・片開き車両（泉大津基地搬入分を除く。）、ダンピング不可の車両は登録できません。

### （4）継続契約の申込書類

#### ア 提出・入手方法

発生工程、原材料（有害物質に係るもの）等に変更がなければ、次年度は継続契約扱いとして、継続契約の申込となります。

必要書類は、新規申込と同じ（新規申込の申立書は不要）です。

継続契約の場合は、毎年1月～2月上旬にセンターから当該年度の契約者に申込用紙を送付しますので、原則として2月末日までに提出してください。

なお、前年度に契約がない場合又は過去2年間搬入実績がない場合は新規契約の申込となります。

#### イ 記載・押印

（3）のイと同様です。

#### ウ 廃棄物の化学分析、陸上残土の土質分析・化学分析

（3）のウと同様です。

## 3 事前審査

### （1）審査

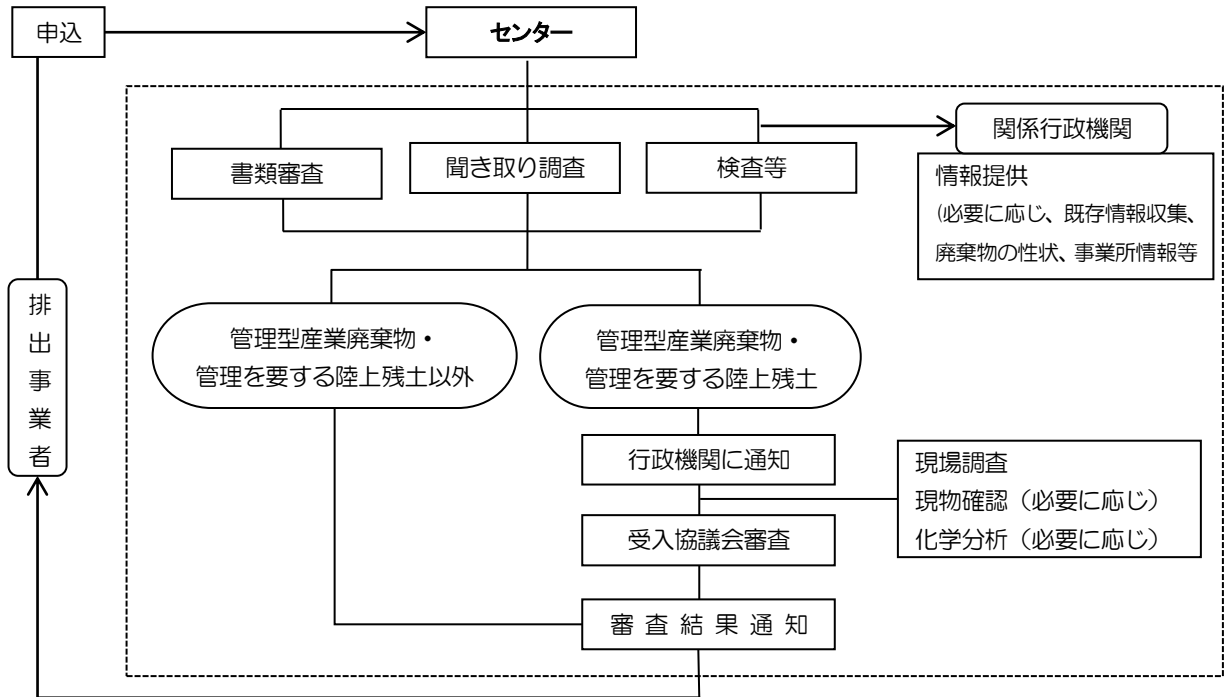
申込を受けた廃棄物については、申込書類、聞き取り内容、検査等の事前審査を行います。

なお、新規の管理型産業廃棄物（上水汚泥は対象外）及び管理を要する陸上残土については、申込書類、聞き取り内容、現物確認、現場調査等について、広域処分場適正受入協議会（以下「受入協議会」という。）に審査を要請し、受け入れの可否が判断されます。

受入協議会の審査に当たっては、関係行政機関（当該廃棄物等の排出場所を所轄する産業廃棄物又は汚染土壌の担当行政機関）に申込内容を通知するとともに、当該行政機関から情報提供を受けることとしています。

なお、受入協議会の手続きを滞りなく進めるため、関係行政機関への事前相談をお願いします。

#### <廃棄物の事前審査のフロー>



## (2) 受入協議会

### ア 対象廃棄物

受入協議会は、新規の管理型産業廃棄物（上水汚泥は対象外）及び管理を要する陸上残土の契約申込（継続契約の場合は対象外）を対象とします。

### イ 受入協議会の開催

おおむね1か月に1回程度開催します。

開催予定については、あらかじめセンターにお問い合わせください。

### ウ 受入協議会の構成

近畿2府4県、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による近畿2府4県、政令指定都市及び中核市並びに処分場・基地設置市町の産業廃棄物担当部局（管理を要する陸上残土A・Bを審査する場合は、必要に応じて、当該管理を要する陸上残土A・Bの排出場所を所管する土壤汚染対策法の規定等による汚染土壌の担当行政機関を含む。）で構成しています。

## 4 契約書等の送付

### (1) 契約書等

審査の結果、受入可能の場合は受入適合通知書、廃棄物埋立処分委託契約書（以下「契約書」という。押印前のもの）2通、精算金受入口座届出書（処分料金前納の場合のみ必要）、運転管理計画書（廃棄物焼却施設に限る。）を送付します。

なお、契約書等は手渡しもできますので、申し出てください。

## (2) 契約書の作成

送付した契約書2通のうち1通には契約額に応じた収入印紙を貼付（印紙税非課税事業者は除く。）し、押印及び割印（契約書が複数枚に渡る場合と収入印紙）の上、2通とも申込場所に提出してください。

なお、契約書に押印及び割印する印は、契約申込書に押印したものと同一印を使用してください。処分料金前納の場合、精算金受入口座届出書も併せて提出してください。

## 5 契約の締結

提出された2通の契約書には、原則として、契約期間の始期は契約日（3月31日以前の場合は4月1日）、契約日は提出日を記入し、センター理事長印を押印して、1通（収入印紙を貼付していないもの）を次の書類等とともにお渡しします。

### (1) 搬入車証

#### ア 使用方法

搬入車証は、登録された車両ごと、廃棄物の種類ごとに発行します。

搬入車証を搬入車両に備え、搬入の際に基地の受付ゲートにおいて提出してください。

#### イ 注意事項

- ・搬入車証は、排出事業者名等の契約情報が入力されており、搬入車証を用いて処分料金を引き落とします。取扱いに十分注意してください。
- ・車両が同じであっても、搬入する廃棄物が異なる場合は、搬入車証が異なります。搬入する廃棄物を確認し、間違わないように受付に提出してください。
- ・紛失したときは、契約コード、搬入車証番号、車両番号を直ちにセンターに届けてください。
- ・汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・搬入車証を不正に使用したり、記載事項に虚偽があった場合は、それにより生じたセンターの被害について賠償をしていただくことがあります。

### (2) 処分料金振込依頼書

処分料金振込依頼書には、契約者名、契約コード、金額を印字してあります。

分割納付を希望された場合は、希望された分割回数に応じた枚数としています。

6の「処分料金の納付」に従って使用してください。

### (3) ステッカー

ステッカーは、2枚（大1枚、小1枚）セットで、搬入車両に貼付してください。ただし、姫路基地搬入車両は3枚（大2枚、小1枚）貼付してください。

基地ごとにステッカーが異なりますので注意してください。

貼付場所 小：搬入車両の前部 大：搬入車両の左横（姫路基地のみ後部追加）

ステッカーを貼付していない車両は、搬入することができません。

なお、ステッカーを既にお持ちで不要な場合は、その旨申し出てください。

### (4) その他

- ・コード番号のご案内（搬入車両ごとの搬入車証番号を記載しています。）
- ・処分料金振込のご案内（処分料金を記載しております。）

## 6 処分料金の納付

### (1) 処分料金

処分料金は、廃棄物処分料金に申込量に乗じて算出します。

処分料金表（平成30年4月改定）

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste/disposal-price-list>

## （2）前納方式の処分料金納入

民間排出事業者は、次のとおり搬入前に処分料金を納入してください。

### ア 方法

契約締結後、契約数量に応じた処分料金を、センターが指定する処分料金振込依頼書を使用して、指定する銀行口座に振込してください。

前納された処分料金から受入量に応じて処分料金を引き落とします。

なお、振込手数料は振込者の負担になります。

### イ 分納

処分料金は、分割（分割回数は原則として10回まで）納付も可能ですので、あらかじめ、申込書類に記入してください。前納された処分料金に応じた数量の搬入が可能となります。

### ウ 処分料金納入期日

納入期日は定めていません。下記の搬入可能日を考慮して納入してください。

### エ 搬入可能日

搬入可能日は、契約期間中であって、振込日から3日目（その間の土、日、祝日は除く。）の日となります。

〈搬入可能日の計算例〉

水	振込日	1日目
木		2日目
金	祝日	
土		
日		
月	搬入可能日	3日目
火		
水		

### オ 処分料金の精算

前納金の残金（精算金）は、契約期間終了日の翌月25日頃に返金します。返金先は、精算金受入口座届出書により届けられた口座とします。

なお、振込手数料はセンターが負担いたしますが、上記口座届出書の記入ミス等により生じた組戻手数料や再振込手数料は負担いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### カ 注意事項

- ・契約前の振込は、入金とみなされませんので、ご注意ください。
- ・センターが指定する処分料金振込依頼書以外での振込はご遠慮ください（入金確認に時間を要し、上記エの「搬入可能日」に搬入できないことがあります。）。

## （3）後納方式の処分料金納入

地方公共団体及びこれに準じる団体は、次のとおり搬入後にセンターからの請求に基づき支払ってください。

### ア 方法

処分料金は1か月分を取りまとめて請求します。

毎月10日までに前月分の処分料金を郵送により請求しますので、当月末日までに指定する銀行口座に振り込んでください。

### イ 搬入可能日

- 契約期間の始期と契約日が同じ又は契約日が遅い場合は、契約日の翌日から搬入可能となります。
- 契約期間の始期よりも契約日が早い場合は、契約期間の始期から搬入可能となります。



## 7 廃棄物の搬入

### (1) 搬入基地

受入区域（廃棄物を受け入れることができる区域）ごとに搬入基地を指定しています。必ず指定された搬入基地に搬入してください。（別表2（P.18）をご参照ください。）

基地	所在地	営業日、受入時間
姫路事業所 (姫路基地)	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351 番 41 TEL 079-243-1153 / FAX 079-243-1154	○営業日 月曜日～金曜日 ※ 津名基地は水曜日を除く ※ 土・日・祝日、年末年始 (12月29日～1月4日)及び センターの指定する日は休み  ○受入時間 姫路、播磨、神戸 9:00～16:00 津名 10:00～16:00
播磨事業所 (播磨基地)	〒675-0155 兵庫県加古郡播磨町新島 13-1 TEL 079-435-9102 / FAX 079-435-9101	
神戸事業所 (神戸基地)	〒657-0853 神戸市灘区灘浜町 1 番 2 号 TEL 078-881-1993 / FAX 078-881-1994	
尼崎事業所 (尼崎基地)	〒660-0087 尼崎市平左衛門町 70 番地 TEL 06-6413-8770 / FAX 06-6413-8780	
	〒660-0843 尼崎市東海岸町地先 尼崎沖埋立処分場 ※尼崎沖搬入ブース（陸上残土・浚渫土砂のみ受入）	
大阪事業所 (大阪基地)	〒555-0041 大阪市西淀川区中島 2 丁目 10 番 100 号 TEL 06-6477-3356 / FAX 06-6477-3357	
堺事業所 (堺基地)	〒592-8331 堺市西区築港新町 4 丁 4 番 TEL 072-243-4931 / FAX 072-243-4933	
泉大津事業所 (泉大津基地)	〒595-0056 泉大津市夕凧町地先 TEL 0725-31-1017 / FAX 0725-22-2571	
和歌山事業所 (和歌山基地)	〒640-8404 和歌山市湊 2675-26 TEL 073-455-8103 / FAX 073-455-8104	
津名事業所 (津名基地)	〒656-2132 兵庫県淡路市志筑新島 TEL 0799-62-5405 / FAX 0799-62-5406	

### (2) 搬入時の遵守事項

搬入時には次の事項を遵守してください。守られない場合は、廃棄物を受け入れないことがあります。

- ア 指定した搬入基地に搬入すること。
- イ 搬入基地ごとに定めた搬入要領に従うこと。
- ウ 指定した搬入経路、搬入計画、センターの指示事項に従うこと。
- エ 搬入車両はダンプできる車両（観音開き、片開き、トレーラー、パッカー車は不可）とし、申込時に登録した車両を使用すること。ただし、石綿含有産業廃棄物の搬入については、ダンプできる車両に限らない。
- オ 車両整備及び常にタイヤ、ボディの洗浄に努めること。（排出ガス規制の遵守）
- カ 搬入車証の持参・掲示、ステッカーの貼付を行うこと。
- キ 搬入車両の車両番号は搬入車証と一致すること。
- ク 落下、飛散の防止のため、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シート掛けを行うこと。搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
- ケ 受付ゲート前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。コボレーン車にあつては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進入すること。
- コ **過積載は行わないこと。**
- サ スピード制限遵守等交通法規その他の法令を遵守すること。
- シ 契約した廃棄物以外の廃棄物は搬入しないこと。
- ス 廃棄物を混載しないこと。
- セ 飛散する廃棄物は適度に湿潤させること。
- ソ **廃棄物は十分に養生し、熱を冷ましてから搬入すること。**
- タ 受入検査、計量を受けること。
- チ 産業廃棄物については、マニフェストを提出すること。

- ツ 廃棄物の投入場所（投入口、ストックヤード等）においては、センター職員の指示のもとに搬入者自ら投入すること。
- テ 搬入基地の周辺の道路上での待機、駐車は行わないこと。
- ト コンピュータ誤作動防止のため基地内で無線を使用しないこと。搬入前にスイッチを切ること。
- ナ 基地の受入体制の都合により、搬入を制限する場合があります。
- ニ その他、搬入基地ではセンター職員の指示に従うこと。

### (3) 受入検査等

廃棄物の搬入に際しては、受付ゲートにおいて受入検査、搬入車両の確認等を行いますので、あらかじめ、搬入車の覆蓋がある場合は覆蓋を完全に開ききるか、又は荷台のシート等を取り除いていただいたうえで、搬入車証を提示してください。

#### ア 受入検査

##### ① 目視検査、簡易検査

搬入時に受付ゲートにおいて、目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行います。また、必要に応じて、廃棄物の温度を測定したり、サンプリングを行って、油膜の有無等をチェックします。

##### ② 展開検査

搬入時に、必要に応じ投入ステージ上の投入口（展開検査用レーン）又はストックヤードにおいて廃棄物を展開して検査を行います。

##### ③ 抜取検査

搬入時に、必要に応じてサンプリング及び化学分析等を実施し、受入基準の整合性をチェックします。なお、分析結果が出るまでの間、廃棄物をストックします。

#### イ 廃棄物の持ち帰り、搬入停止等

検査の結果、搬入廃棄物が契約廃棄物と異なる場合、又は受入基準に適合しない場合には、センター職員の指示により搬入廃棄物を持ち帰っていただくとともに、以後の搬入を停止し、委託契約を解除することがあります。

既に受け入れた廃棄物であっても、受入基準に適合しない場合は、当該廃棄物を引き取っていただくほか、上記の措置をとることがあります。

また、検査の途中において廃棄物の搬入自粛を求めることがあります。

#### ウ 搬入廃棄物の改善

受入基準に適合しない廃棄物と認められた場合は、改善の措置をとってください。

改善指導については、関係行政機関に要請することがあります。

#### エ 搬入再開

搬入停止の措置をとった場合は、適正受入協議会に諮ったうえで、搬入再開とします。

### (4) 計 量

搬入廃棄物の受入量は、受付ゲートにおいて搬入車両をトラックスケールで計量し、下式により計算します。

$$\boxed{\text{受入量}} = \boxed{\text{廃棄物を積載した搬入車両の総重量}} - \boxed{\text{搬入車両の車量重量}}$$

単位はトン単位とし、端数がある場合は小数第2位を四捨五入し、小数第1位を五捨六入して算定します。ただし、受入量が550キログラムに満たない場合は、1トンとします。

注：上式の「搬入車両の車体重量」は、申込書の搬入車両一覧表に記載された登録車両重量を原則とします。ただし、「複数のコンテナボックスを使用」される場合には、「廃棄物を投入した後に再度計量した車両の重量（空車重量）」とします。空車重量の計量（2回目の計量）を受けなかった場合、車検証の車両重量を搬入車両の登録車両重量とし、受入量を算定します。

#### ※ 車両重量の検査

廃棄物を荷降ろしした後に、必要に応じて搬入車両の空車重量の検査を実施しますので、必ず受検してください。検査を拒否された場合、搬入停止となります。

## (5) 受入伝票、マニフェスト

### ア 受入伝票

廃棄物を受け入れた場合、受入伝票を受付ゲートで発行します。（「複数のコンテナボックスを使用」される場合には、2回目の計量（空車重量の計量）時に発行します。）

搬入車両の運転者は、受入伝票（排出者用、運搬者用、指示書）を適正に処理してください。

### イ マニフェスト

マニフェストは、受付ゲートにおいて処理済スタンプ印を押印し、B1、B2票は運転手に返却します。C2、D、E票（汚染土壌の場合はC2、C3票）は後日郵送します。

マニフェストの必要な廃棄物について、マニフェストが提出されない場合は、廃棄物の搬入はできません。

### ウ 電子マニフェスト

電子マニフェストの利用については、事前に登録が必要ですので、詳細について本社業務課にお問い合わせください。

## (6) 台風等による気象警報発表時の廃棄物受入

台風等により、基地所在地に気象警報（各基地等の廃棄物搬入要領に定める気象警報をいう。）が発表されたときは、搬入を停止することがあります。

また、基地所在地に、気象警報のほか避難勧告が出されたとき、又は津波警報が発表されたときは、事前に通知することなく搬入を停止します。

なお、和歌山基地のみ、防波堤を超える波により基地周辺道路の通行が危険な場合及び港湾管理者が臨港道路紀の川右岸線の通行を止めた場合には、搬入を一時停止します。

【参照】各基地の搬入要領

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>

## 8 変更届

### (1) 変更届の提出が必要な場合

申込書及び契約書の内容について、次のような変更を行う場合は、事前に変更届出書を提出してください。ただし、名称、代表者の変更の場合は事後でも差し支えありません。

ア 廃棄物の発生工程の軽微な変更（排出場所の変更を含めて大幅な変更は新規の申込が必要）

イ 廃棄物の契約数量

ウ 搬入車両の変更・追加・削除

エ 所在地、名称、代表者の変更

オ 収集運搬業者の変更

カ 契約期間の変更

キ その他

### (2) 変更届

#### ア 入手方法

変更届は、センターのホームページからダウンロードしてください。

【ホームページアドレス <http://www.osakawan-center.or.jp/>】

#### イ 提出場所

申込場所（P.3）に提出してください。

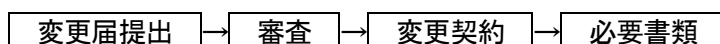
#### ウ 変更届の手続き

##### ① 変更契約が必要な場合

###### a 対象

契約数量の増量、契約期間の変更等

###### b フロー



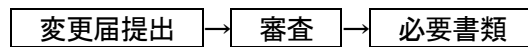
変更届提出後、変更契約書をお渡ししますので、捺印のうえ再度提出いただきます。変更契約締結後に必要書類をお渡しします。

## ② 変更契約の不要な場合

### a 対象

発生工程、搬入車両、所在地、代表者、名称、収集運搬業者等

### b フロー



変更届提出後、必要書類をお渡します。

## (3) その他

搬入車証を紛失した場合は、届出により再発行します。

継続契約の申込書類の提出、契約書（押印前）・精算金受入口座届出書、変更届等の提出については、郵送等でも可能ですので、詳しくはセンターにお問い合わせください（連絡先はP.3参照）。

なお、契約書（押印前）、変更届等を郵送で提出されたときに、センターから送付する書類等（押印後の契約書・変更契約書・搬入車証・ステッカー等）の費用については、ご負担いただくこととなりますので、あらかじめ御了解ください。

## 9 その他

### (1) 搬入自粛、搬入停止又は契約の解除

搬入時の遵守事項、受入基準、その他センターが定めた事項に違反した場合は、以後の搬入を認めず、委託契約を解除することがあります。

また、受入検査以外の検査（契約前検査、中間検査、独自検査など）において、搬入自粛を求めたり、搬入停止の措置をとることがあります。

### (2) 損害賠償

契約の履行に関し、センター又は第三者に損害を与えた場合は賠償していただきます。

### (3) 遡及適用

車両重量の不正登録等により処分料金を不当に逃れていた場合には、契約当初に遡って、正當額との差額を請求することがあります。

### (4) 違約金

車両重量の登録違反が確認された場合には、違約金（損害賠償を含む。）の支払義務が発生します。

車両重量に変更（乗員の変更及び燃料の増減を除く。）が生じた場合には、搬入を行う前に車両重量の変更手続きを必ず行ってください。

### (5) 廃棄物の減量化

廃棄物の発生抑制、中間処理及び再生利用による減量化に努めてください。

### (6) 公表及び情報公開

廃棄物が受入基準に適合しないと認められたことにより搬入を停止したときは公表します。

また、申込書類・変更届・契約書・報告書などは、センターの情報公開対象の文書となります。

## 廃棄物の受入の基準

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとする。

以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

### 1 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (2) 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
  - ア 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物及び劇物
  - イ 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 1 条の 2 に規定する農薬
  - ウ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条に規定する危険物
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
- (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
- (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
- (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
- (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
- (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
- (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
- (10) 著しく悪臭を発するもの
- (11) その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

## 2 個別基準

廃棄物別の個別基準は、以下のとおりとする。

排出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類	運用	
1 一般廃棄物	①可燃ごみ	○焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじんを処分するために処理したもの(以下、「ばいじん処理物」という。)にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○焼却灰 ○ばいじん処理物	・焼却灰、狭雑物、ばいじん処理物及び焼却灰のクリンカーは、最大径がおおむね30cm以下であること。 ・乾燥状態のものに加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。
	②不燃・粗大ごみ	○最大径がおおむね30cm以下に破砕等されたものであって、中空のものを除く。	○不燃ごみ	・道路側溝等の清掃汚泥等は、熱しゃく減量15%以下、汚泥中の固形分の最大径がおおむね30cm以下、含水率85%以下のすべてを満たすものについて受け入れる。また、木片、ごみ等の可燃分は焼却すること。
		○破砕後の可燃物については、焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○焼却灰 ○ばいじん処理物	・可燃物は焼却すること。 ・医療系廃棄物の焼却の措置がなされていること。
③し尿処理汚泥	○焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○し尿処理の焼却灰 ○ばいじん処理物	・乾燥状態のものに加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。	
2 産業廃棄物	①上水汚泥	○含水率が85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○上水汚泥	・沈砂池の汚泥は十分洗浄したもので、熱しゃく減量15%以下であって、土壌の環境基準を満足するものとする。(当該廃棄物は、残土として取り扱うこととされている。)
	②下水汚泥	○焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○下水汚泥の焼却灰 ○下水汚泥のばいじん	・乾燥状態のものに加湿を行い、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること。また、大きさはおおむね30cm以下であること。 ・管渠ます等から発生した汚泥は、他のごみ等が混入していないこと。 ・沈砂池の汚泥は十分洗浄したもので、熱しゃく減量15%以下であって、土壌の環境基準を満足するものとする。(当該廃棄物は、残土として取り扱うこととされている。)
		③燃え殻	○熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。	○燃え殻
	④汚泥 (①、②を除く。)	○含水率85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○汚泥A ○汚泥B	・含水率85%以下のものであっても、流動性のあるものは受け入れできない。 ・中間処理された建設汚泥(汚泥A)とは、中間処理施設において機械による脱水の後、固化したものであること。
		○有機性汚泥は、焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○燃え殻 ○ばいじん	・有機性汚泥とは熱しゃく減量15%以上のものとする。 ・乾燥状態のものに加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。
⑤鉱さい	○最大径がおおむね30cm以下であって、判定基準を満足するもの。	○鉱さい		

⑥ばいじん	○乾式集じんダストは、加湿等飛散防止対策の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○湿式集じんダストは、含水率85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ばいじん	・乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。
⑦廃プラスチック類・ゴムくず	○最大径がおおむね15cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあつては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○廃プラスチック類 ○ゴムくず ○燃え殻 ○ばいじん	・医療系廃棄物の焼却の措置がなされていること。 ・乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。
⑧金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず	○最大径がおおむね30cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○金属くず ○ガラスくず及び陶磁器くず	・医療系廃棄物の焼却の措置がなされていること。
⑨がれき類	○最大径がおおむね30cm以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○がれき類	・木くずその他のごみ等を含まないこと。 ・石膏ボード及び発泡コンクリートを含まないこと。
⑩シュレッダーダスト	○減容固化のうえ、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○シュレッダーダスト	
⑪その他の産業廃棄物	○不燃性のものにあつては、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○可燃性のものにあつては、焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。なお、廃油等の焼却残さにあつては、水面において油膜を形成しないもの。 ○石綿含有産業廃棄物にあつては、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○その他の産業廃棄物	・石綿含有産業廃棄物のうち、石膏ボード及び発泡コンクリートは含まないこと。
3 陸上残土	○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	○陸上残土A ○陸上残土B  ○管理を要する陸上残土A・B	・流動性のあるもの及びシルト分、粘土分を多量に含むものは受け入れできない。 ・最大径がおおむね30cm以下であること。
4 浚渫土砂	○木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、浚渫土砂に係る判定基準を満足するもの。	○浚渫土砂	

注1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。

注2 汚泥Aは、中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは、汚泥A以外の汚泥とする。

注3 石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1パーセントを越えて含有するものをいう。

注4 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。

注5 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壌とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

### 3 判定基準

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）別表第一で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第一（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L以下とする。

注1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。

注2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）で定める方法とする。

注3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含み又は付着した廃棄物に適用する。

注4 ダイオキシン類の基準は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。

- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈澱させ、当該沈澱物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

### 4 ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）で定める基準を満足するもの。
---------	-----------------------------------------------------------

### 5 陸上残土に係る判定基準

陸上残土	土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第3及び別表第4で定める基準を満足するもの。
------	----------------------------------------------------------

### 6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する陸上残土	土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号。この項において以下「規則」という。）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質（土壤汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）第1条第12号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について、規則別表第2で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1で定める基準とともに満足するものであって、規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 7 浚渫土砂に係る判定基準

浚渫土砂	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）及び「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日付け環水管第119号環境庁水質保全局長通知）で定める基準を満足するもの。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 8 陸上残土に係る土質区分基準



区 分	コーン指数	含水比 (発生時)	水素イオン濃度 (pH)
陸上残土 A	400kN/m <sup>2</sup> 以上	40%以下	5.8以上 8.6以下
陸上残土 B	陸上残土A以外のもの		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知)に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準(JGS)0211に定める方法とする。

### 参考 1

個別基準に係る項目	測 定 方 法
熱しやく減量含水率	昭和52年11月4日付け環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のIIによる
油 分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)による。

### 参考 2 産業廃棄物に係る判定基準(P.15の3 判定基準)

項 目	判 定 基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下
有機リン化合物	1 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下

ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下

### 参考 3 陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

項 目	陸上残土		管理を要する 陸上残土	
	大阪湾センター判定基準			
	土壤汚染対策法 施行規則別表第3 溶出量基準	土壤汚染対策法 施行規則別表第4 含有量基準	大阪湾センター 判定基準	
第一種 特定 有害 物質	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	シス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
第二種 特定 有害 物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.5mg/L以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下	1mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下 かつ15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	15mg/L以下

	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	30mg/L 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	—	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	—	0.006mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

**別表 2**

**各基地の受入廃棄物及び受入区域**

H30.4 現在

受入場所	受入廃棄物	受入区域
姫路基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物	姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町
播磨基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物	明石市、加古川市、西脇市、高砂市、小野市、加西市、多可町、稲美町、播磨町
神戸基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物	東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 神戸市、三木市、三田市、篠山市、丹波市、加東市
尼崎基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市 京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町、京丹波町
	陸上残土 A・B (尼崎沖処分場)	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
大阪基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 (がれき・石綿含有産業廃棄物は泉大津基地へ搬入)	大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
	管理残土 A・B 陸上残土 A・B (尼崎沖処分場)	
堺基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 管理残土 A・B	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
泉大津基地	安定型産業廃棄物	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村
	陸上残土 A (泉大津沖処分場)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
和歌	一般廃棄物 管理型産業廃棄物	

山 基 地	安定型産業廃棄物 管理残土 A・B	
津 名 基 地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物	洲本市、南あわじ市、淡路市

別表 3

廃棄物埋立処分契約申込に係る必要書類

注：○印は必須書類、※印は必要に応じて提出していただく書類

廃棄物	申込書類	添付書類
一般廃棄物	○廃棄物埋立処分契約申込書 (①) ○請求先登録書 ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表 ○分析結果一覧表	○分析結果報告書 (注 1) ○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4)
上水汚泥 下水汚泥	○廃棄物埋立処分契約申込書 (①) ○請求先登録書 ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表 ※申立書 (新規申込に必要) ○分析結果一覧表	○分析結果報告書 (注 1) ○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ※産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (注 5) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4)
燃え殻 汚泥 鉱さい ばいじん シュレッダーダスト その他の産業廃棄物	○廃棄物埋立処分契約申込書 (②) ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表 ※申立書 (新規申込に必要) ○分析結果一覧表	○分析結果報告書 (注 1) ○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ※工事請負契約書・発注書等の写し (注 6) ※産業廃棄物処分業許可証の写し (注 7) ※産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (注 8) ※建設工事の元請業者である旨の申立書 (注 9) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4)
廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラス・陶磁器くず	○廃棄物埋立処分契約申込書 (②) ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表	○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ※工事請負契約書・発注書等の写し (注 6) ※産業廃棄物処分業許可証の写し (注 7) ※産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (注 8) ※建設工事の元請業者である旨の申立書 (注 9) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4)
がれき類 石綿含有産業廃棄物	○廃棄物埋立処分契約申込書 (③) ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表	○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ○工事請負契約書・発注書等の写し (注 6) ※産業廃棄物処分業許可証の写し (注 10) ※産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (注 11) ※建設工事の元請業者である旨の申立書 (注 9) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4)
陸上残土	○廃棄物埋立処分契約申込書 (③) ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表 ※分析結果一覧表 (土質分析は陸上残土 A に、化学分析は 1,500 t 以上・河川掘削土等に必要)	○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ○工事請負契約書・発注書等の写し (注 6) ○産業廃棄物処分業許可証の写し (注 12) ※建設工事の元請業者である旨の申立書 (注 9) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4) ※分析結果報告書 (注 1) ※土地の利用状況等調査結果報告書 (注 13)
管理を要する 陸上残土	○廃棄物埋立処分契約申込書 (③) ○運搬業者一覧表 ○車両登録一覧表 ○発生工程表 ※申立書 (新規申込に必要) ○分析結果一覧表	○自動車検査証の写し ○搬入ルート図 ○工事請負契約書・発注書等の写し (注 6) ※建設工事の元請業者である旨の申立書 (注 9) ※空車重量計量票の写し (注 2) ※車両登録にかかる申立書 (注 3) ※車両の写真 (注 4) ※分析結果報告書 (注 1)
浚渫土砂	○廃棄物埋立処分契約申込書 (④) ○請求先登録書 ○運搬業者一覧表 ○搬入船舶一覧表 ○運搬計画書 ○分析結果一覧表	○工事計画図 ○搬入ルート図 ○各船舶の積載容量が分かる図面、写真等 ※工事請負契約書の写し ※分析結果報告書 (注 1)

① 公共系廃棄物用、② 産業廃棄物用、③ がれき類・陸上残土用、④ 船舶搬入用

注1 原本を添付できない場合は、写しを添付し、原本を提出してください。照合後原本還付

注2 空車重量登録の場合に必要

注3 コンテナ車の場合に必要

注4 1台のコンテナのみ使用する場合に必要

注5 運搬を委託する場合に必要

注6 建設工事で発生する廃棄物・残土の場合に必要

注7 中間処理の場合に必要

注8 運搬を委託する場合及び中間処理の場合に必要

注9 工事請負契約書・発注書等の添付を行う場合には添付不要

注10 がれき類の中間処理の場合に必要

注11 運搬を委託する場合及びがれき類の中間処理の場合に必要

注12 建設汚泥の「ずり分離」の場合に必要

注13 泉大津沖処分場への陸上残土を申し込む場合であり、かつ1,500t未満の申込で分析を省略する場合に必要

### 廃棄物埋立処分契約変更に係る必要書類

注：○印は必須書類、※印は必要に応じて提出書類

変更事項	申込書類	添付書類
運搬業者変更	○変更届	○産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（注1） ○自動車検査証の写し ※空車重量計量票の写し（注2） ※車両登録にかかる申立書（注3） ※車両の写真（注4）
車両登録追加		○自動車検査証の写し ※空車重量計量票の写し（注2） ※車両登録にかかる申立書（注3） ※車両の写真（注4） ※交付済みの搬入車証（登録抹消・変更の場合に返却が必要）
車両登録変更		
車両登録抹消		
代表者変更		○登記簿謄本等変更内容が明確に確認できる書類（写し可）
社名変更		
契約期間延長		
契約期間短縮		
契約数量追加		
その他		※センターが必要と認める書類

注1 一般廃棄物、陸上残土は不要

注2 空車重量登録の場合に必要

注3 コンテナ車の場合に必要

注4 1台のコンテナのみ使用する場合に必要

## よくあるご質問 Q & A

### ○大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」）に関するQ & A

- [Q1. センターはどのような法人ですか？](#)
- [Q2. 産業廃棄物処分業の許可番号を教えてください。](#)
- [Q3. 処分料金を教えてください。](#)

### ○受入廃棄物に関するQ & A

#### <廃棄物>

- [Q4. 受入可能な区域は決まっていますか？](#)
- [Q5. 受入可能な廃棄物の種類について教えてください。](#)
- [Q6. 受入できない廃棄物にはどのようなものがありますか？](#)
- [Q7. 汚泥 A と汚泥 B の違いについて教えてください。](#)
- [Q8. 家庭から出るごみの直接持ち込みは可能ですか？](#)
- [Q9. 火災現場で発生した燃え残り残渣は受入可能ですか？](#)
- [Q10. アスベストは受入可能ですか？](#)
- [Q11. 耐火レンガは受入可能ですか？](#)
- [Q12. 種類の異なる廃棄物が混ざった状態のものは受入可能ですか？](#)
- [Q13. 搬入する廃棄物に大きさの制限はありますか？](#)

#### <陸上残土>

- [Q14. 陸上残土 A と陸上残土 B の違いについて教えてください。](#)
- [Q15. 陸上残土と管理を要する陸上残土の違いを教えてください。](#)
- [Q16. 管理を要する陸上残土 A と管理を要する陸上残土 B の違いを教えてください。](#)
- [Q17. 廃棄物がわずかに確認されるもののほとんどが土砂の場合、そのまま陸上残土として受入してもらうことは可能ですか？](#)
- [Q18. 土壌汚染対策法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域から発生する汚染土壌は受入可能ですか？](#)
- [Q19. 自然由来の汚染が確認される土砂は陸上残土として受入してもらえないのですか？](#)

### ○受入検査に関するQ & A

- [Q20. センターではどのような検査を行っているのですか？](#)
- [Q21. 抜取検査の結果などは確認することができますか？](#)
- [Q22. センターが実施した抜取検査で基準超過が判明した場合、どのような対応を行っていますか。](#)
- [Q23. 申込時の分析結果等は問題なかったのですが、自主的に実施した分析結果でセンターの受入基準を超過しました。どのように対応したらいいのでしょうか？](#)
- [Q24. 平成 26 年度のダイオキシン類基準超過事案を受け、検査体制は強化されたのですか。](#)

### ○申込・契約手続きに関するQ & A

- [Q25. 申込から廃棄物を搬出することができるまでの契約手続き等の流れについて教えてください。](#)
- [Q26. 申込に必要な書類はどのように入手することができますか？](#)
- [Q27. 郵送で申込の書類を提出することは可能ですか？](#)
- [Q28. 申込してから搬入できるようになるまでどのくらい期間がかかりますか？](#)
- [Q29. 申込時に分析は必要ですか？](#)
- [Q30. 申込時に必要な分析項目を教えてください。](#)
- [Q31. 申込時に添付する分析結果に有効期限はありますか？](#)
- [Q32. 分析を既に行なったのですが、分析項目が足りないことが判明しました。不足の項目](#)

だけ追加で分析して問題ありませんか？

Q33. 分析結果の報告書は必ず原本を添付する必要がありますか？

Q34. 申込時に添付する空車重量計量票は、民間業者で計量した証明書を利用しても問題ないですか？

Q35. 複数年の処分委託契約を締結することは可能ですか？

Q36. 産業廃棄物処分業の許可のないセンターに処分委託しても委託基準違反にならないのですか？

Q37. センターに、排出場所からセンターの搬入施設（基地）までの収集運搬も併せて委託することはできますか？

#### **○変更手続きに関するQ & A**

Q38. 搬入車両の追加・変更をしたいのですが、どうすればいいのですか？

Q39. 申込時に登録していない車両で搬入した場合でも基地で手続きを行えば受け入れてもらえますか？

Q40. 特定のコンテナでコンテナ車を登録していましたが、別のコンテナを使用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

Q41. 搬入車証を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？

Q42. 搬入量が契約量を越えそうですが、どうすればいいのですか？

Q43. 申込廃棄物と同じ種類ですが性状の異なる廃棄物が発生した場合は、変更届を提出すればいいのですか？

#### **○搬入に関するQ & A**

Q44. 休日の搬入は可能ですか？

Q45. お盆期間や年末年始の開業状況について教えてください。

Q46. 台風により暴風・波浪警報が発表されていますが、搬入して問題ないでしょうか？

Q47. 廃棄物を搬入する際に事前予約は必要ですか？

Q48. 廃棄物を搬入する車両に制限はありますか？

Q49. 廃棄物を運搬するに当たり注意すべき事項はありますか？

Q50. 廃棄物をフレコンバッグなどの袋に入れた状態で搬入することは可能ですか？

Q51. 廃棄物を搬入する基地は決まっているのですか？

Q52. 廃棄物の搬入ルートに指定はありますか？

#### **○処分料金の支払に関するQ & A**

Q53. どのように処分料金を支払うのですか？

Q54. 処分料金を分割して支払うことは可能ですか？

Q55. 処分料金を後納で支払うことは可能ですか？

Q56. 処分料金を入金したので翌日から搬入できますか？

Q57. 搬入基地で搬入時に現金を支払って搬入することはできますか？

Q58. 処分料金として入金した残金は返金していただけますか？

Q59. 契約期間満了を迎える前に廃棄物の搬入が終了し、残金の払戻しを受けたいのですが、どうしたらいいですか？

#### **○その他Q & A**

<マニフェスト関係>

Q60. マニフェストをセンターで購入することはできますか？

Q61. マニフェストが返送されてこないのですが、どのように対応したらいいですか？

Q62. 電子マニフェストは利用できますか？

Q63. 汚染土管理票をセンターで購入することはできますか？



## ○大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」）に関するQ&A

- Q1. センターはどのような法人ですか？
- A1. 広域臨海環境整備センター法に基づき設立された法人です。  
大阪湾圏域（近畿 2 府 4 県）の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図り、また、埋立によってできた土地を活用して港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与することを目的とした廃棄物の埋立処分場です。
- Q2. 産業廃棄物処分業の許可番号を教えてください。
- A2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第十四条第六項ただし書き）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第十条の三第六号）により許可を要しない者とされているため、許可番号はございません。
- Q3. 処分料金を教えてください。
- A3. 以下の「処分料金表」ホームページをご参照下さい。  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/disposal-price-list>

## ○受入廃棄物に関するQ&A

### <廃棄物>

- Q4. 受入可能な区域は決まっていますか？
- A4. センターでは、近畿 2 府 4 県 168 市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れています。当該区域以外から発生する廃棄物の受入はできません。
- Q5. 受入可能な廃棄物の種類について教えてください。
- A5. センターで受入できる廃棄物は、受入の基準に適合する一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土及び港湾事業に係る浚渫土砂です。  
ただし、産業廃棄物のうち廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するものは受入できません。
- Q6. 受入できない廃棄物にはどのようなものがありますか？
- A6. 次に掲げる事項に該当する廃棄物は受入できません。
- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
  - (2) 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
    - ア 毒物及び劇物取扱法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物及び劇物
    - イ 農薬取扱法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬
    - ウ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条に規定する危険物
  - (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
  - (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
  - (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
  - (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
  - (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
  - (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
  - (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
  - (10) 著しく悪臭を発するもの
  - (11) その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそ

れがあると判断されるもの

<参考1 石膏ボード>

石膏ボード（紙を取り除いたものを含む。）は、平成18年6月1日付けの環境省通知「廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて」において、紙を除去した後でも、これに含まれる糖類が硫化水素産生に寄与し、一定の条件下で高濃度の硫化水素が発生するおそれがあることが報告されていることから、センターでは受入しておりません。

<参考2 窯業系サイディングボード>

サイディングボードの原材料や性状によっては受入できない場合があります。

<参考3 ロックウール、グラスウール>

広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがある（皮膚刺激等）もの、飛散又は浮遊するものと判断し、原則、受入しておりません。

Q7. 汚泥Aと汚泥Bの違いについて教えてください。

A7. 汚泥Aは中間処理された建設汚泥で、中間処理施設において機械による脱水後、固化したものです。汚泥Bは、汚泥A以外の汚泥です。

Q8. 家庭から出るごみの直接持ち込みは可能ですか？

A8. 家庭ごみ（一般廃棄物）の直接引き取りは行っておりません。  
まずは各市町村のクリーンセンターにご相談下さい。

Q9. 火災現場で発生した燃え残り残渣は受入可能ですか？

A9. 火災現場で発生した燃え残り残渣は、十分に燃え切っていないもの、紙くず、木くずなどセンターが受入できないものが混入されている可能性があることから、受入しておりません。

Q10. アスベストは受入可能ですか？

A10. 吹付け石綿の除去作業などにより発生する飛散性アスベストは、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に該当するため受入できません。  
スレートやPタイルなどの非飛散性アスベストについては、大阪基地、堺（泉大津）基地、和歌山基地に搬入する地域で発生したものは泉大津沖埋立処分場で受入可能ですが、それ以外の基地に搬入する地域で発生したものは受入を停止しています。

Q11. 耐火レンガは受入可能ですか？

A11. 受入可能です。  
申込の品目ですが、煤や有害物質の付着のおそれのある耐火レンガは「その他の産業廃棄物」、煤や有害物質の付着のおそれのない耐火レンガは「ガラス・陶磁器くず」もしくは「がれき類」として申込いただくことになります。  
なお、「ガラス・陶磁器くず」か「がれき類」かの判断については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の所管行政庁に確認していただくようお願いします。

Q12. 種類の異なる廃棄物が混ざった状態のものは受入可能ですか？

A12. センターでは、廃棄物の種類ごとに申込・契約し、搬入していただく必要があります。よって、種類の異なる廃棄物が混ざった状態では受入できませんので、廃棄物の種類ごとに搬入していただく必要があります。

Q13. 搬入する廃棄物の大きさに制限はありますか？

A13. 廃プラスチック類・ゴムくずはおおむね15cm以下に破砕されたもの、その他の廃棄物

については最大径がおおむね 30cm 以下に破碎されたものに限ります。

<陸上残土>

Q14. 陸上残土 A と陸上残土 B の違いについて教えてください。

A14. 陸上残土のうち、コーン指数、含水比、pH が一定の基準を満たすものを陸上残土 A とし、それ以外の陸上残土を陸上残土 B としています。詳しくは、「陸上残土の受入について (<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/land-surplus-soil>)」をご覧ください。

Q15. 陸上残土と管理を要する陸上残土の違いを教えてください。

A15. 残土のうち、土壤汚染対策法施行規則別表第 3 の「溶出量基準」及び同規則別表第 4 の「含有量基準」（以下、「陸上残土に係る判定基準」）を満足するものが陸上残土であり、陸上残土に係る判定基準は超過するものの、以下の「管理を要する陸上残土に係る判定基準」を満足するものが管理を要する陸上残土となります。陸上残土に係る判定基準及び管理を要する陸上残土に係る判定基準については、以下のホームページをご参照下さい。

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/land-surplus-soil#hantei>

<参考 管理を要する陸上残土に係る判定基準>

土壤汚染対策法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号口に規定する第二種特定有害物質（土壤汚染対策法施行令第 1 条第 12 号に掲げる水銀及びその化合物を除く。）について規則別表第 2 で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第 1 で定める基準とともに満足するものであって、規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する第一種特定有害物質、同号口に規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの

Q16. 管理を要する陸上残土 A と管理を要する陸上残土 B の違いを教えてください。

A16. 陸上残土のうち土壤汚染対策法に定める要措置区域（第 6 条）又は形質変更時要届出区域（第 11 条）から発生する汚染土壌を「管理を要する陸上残土 A」とし、それ以外を「管理を要する陸上残土 B」としています。

Q17. 廃棄物がわずかに確認されるもののほとんどが土砂の場合、そのまま陸上残土として受入してもらうことは可能ですか？

A17. 土砂に自然石が混ざったものは陸上残土で受入可能ですが、土砂にがれき類等の廃棄物が混入しているものは陸上残土として受入することはできません。

Q18. 土壤汚染対策法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域から発生する汚染土壌は受入可能ですか？

A18. 管理を要する陸上残土 A に該当する土壤汚染対策法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域から発生する汚染土壌については、汚染土壌処理業の許可の関係で大阪基地、堺基地又は和歌山基地に搬入する地域で発生したものに限り受入可能です。

Q19. 自然由来の汚染が確認される土砂は陸上残土として受入してもらえないのですか？

A19. 平成 22 年 3 月 5 日環水大土発第 100305002 号（平成 23 年 7 月 8 日改正）の環境省通知により、汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びに健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌を法の対象とすることとされました。

このため、自然由来が明らかであったとしても、陸上残土に係る判定基準を超過した

土砂は陸上残土として受入することはできません。

### ○受入検査に関するQ&A

- Q20. センターではどのような検査を行っているのですか？
- A20. センターでは、適切な廃棄物を受け入れるために、全ての廃棄物で新規の申込時及び年度更新時の申込時に分析結果を添付させた申込書類を提出させるなど事前審査を行っています。  
事前審査で問題なく、契約を締結した廃棄物は基地に搬入されますが、基地では目視検査を行い、必要に応じて、簡易検査・展開検査・抜取検査（化学分析など）の受入検査を実施しています。  
この検査により、受入基準に適合しない場合は、持ち帰りや搬入停止等の適正な措置を行います。

#### <参考 検査の内容>

目視・簡易検査：受付ゲートで目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じてサンプリングし、油膜の有無等をチェックする。  
展開検査：必要に応じ検査ヤード等で廃棄物を展開して異物の混入等を検査する。  
抜取検査：必要に応じサンプリング及び化学分析等を行い、受入基準の適合性を確認する。

- Q21. 抜取検査の結果などは確認することができますか？
- A21. 抜取検査や排出事業者自らが分析した結果をセンターに報告する中間検査の結果については、定期的にセンターのホームページで公表しています。  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste>
- Q22. センターが実施した抜取検査で基準超過が判明した場合、どのような対応を行っていますか？
- A22. 基準超過が判明した場合、センターは排出事業者に対して直ちに搬入停止措置を講じ、超過が判明した廃棄物について持ち帰りを指示します。  
また、排出事業者に対して超過の原因究明、改善対策の実施、改善対策後の分析結果をまとめた改善報告書の提出を指示するとともに、排出事業者を所管する行政庁に対して指導依頼を行います。  
なお、改善報告書の提出があった場合には、センターは速やかに必要な手続きを行い、問題のないことが確認できれば搬入停止を解除します。
- Q23. 申込時の分析結果等は問題がなかったのですが、自主的に実施した分析結果でセンターの受入基準を超過しました。どのように対応したらいいのでしょうか？
- A23. 受入基準を超過したことが判明した時点で直ちに搬入を自粛していただくとともに、センター及び所管行政庁に連絡を行い、今後の対応等について相談して下さい。  
基本的な流れとしては、搬入を自粛していただいた後、まずは受入基準を超過した原因の究明と改善対策を講じていただくこととなります。改善対策を実施した後、廃棄物が問題のないことを分析等により確認ができた段階でセンターにこれらの内容を報告していただき、問題のないことをセンターが確認できれば搬入を再開していただきます。
- Q24. 平成 26 年度のダイオキシン類基準超過事案を受け、検査体制は強化されたのですか？
- A24. 平成 26 年度のダイオキシン類基準超過事案を受け、センターでは、同センターに設置した「廃棄物受入に関する検討委員会」からの提言を踏まえ、全国で最も厳格かつ重層的な検査体制のもと、再発防止に取り組んでいます。

具体的には、ごみ焼却施設のばいじん処理物を対象に、従前の契約前の分析に加え、新たに年3回の中間検査を排出事業者に義務付けるとともに、自主検査の実施を積極的に依頼しています。

#### ○申込・契約手続きに関するQ&A

- Q25. 申込から廃棄物を搬出することができるまでの契約手続き等の流れについて教えてください。
- A25. まずは、申込書をセンター本社に提出していただくこととなります。  
申込内容についてセンターが審査を行い、問題がなければ契約の締結を行います。  
契約締結時に搬入車証、廃棄物搬入要領、ステッカーなどと併せて処分料金振込書をお渡ししますので、処分料金振込書を用いて入金していただき、入金を確認できれば搬入していただくことが可能となります。  
なお、管理型産業廃棄物又は管理を要する陸上残土の新規申込の場合は、契約締結前に関係行政機関で構成される受入協議会での審査が必要となります。  
詳細な手続きについては以下のホームページをご参照下さい。  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/contract-procedures#shinsa>
- Q26. 申込に必要な書類はどのように入手することができますか？
- A26. 以下のホームページからダウンロードすることが可能です。  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/download>  
なお、ホームページが利用できない方はセンター本社業務課までご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722
- Q27. 郵送で申込の書類を提出することは可能ですか？
- A27. 郵送での申込受付を平成27年4月1日から開始しております。  
ただし、管理型産業廃棄物及び陸上残土（管理を要する陸上残土を含む。）の新規申込を希望される方は、今後の手続きの説明や分析箇所等の協議を行いたいと思いますので、申込前に本社業務課までお越し下さい。
- Q28. 申込してから搬入できるようになるまでどのくらい期間がかかりますか？
- A28. 繁忙期である2月、3月で2～3週間程度、それ以外の期間であれば1～2週間程度の期間が必要です。  
なお、申込する品目が管理型産業廃棄物（上水汚泥を除く。）、管理を要する陸上残土の場合は受入協議会に諮る必要があるため、1か月程度の期間が必要です。
- Q29. 申込時に分析は必要ですか？
- A29. 基本的には安定型処分場に搬入していただく安定型産業廃棄物の申込の場合は分析不要ですが、管理型処分場に搬入していただく一般廃棄物、管理型産業廃棄物、陸上残土又は管理を要する陸上残土については分析が必要です。  
ただし、安定型産業廃棄物でも有害物質の付着のおそれがある場合など、必要に応じて分析を求める場合があります。
- Q30. 申込時に必要な分析項目を教えてください。
- A30. 申込していただく廃棄物の種類に応じて項目が異なります。  
「申込書・変更届のダウンロード」のホームページの申込書に添付している分析結果一覧表に分析が必要な項目に印を付けていますので、こちらをご確認下さい。  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/download>
- Q31. 申込時に添付する分析結果に有効期限はありますか？

- A31. 廃棄物の分析結果の場合、ダイオキシン類以外の項目は試料採取日から 6 か月以内、ダイオキシン類は試料採取日から 1 年以内の結果を添付する必要があります。  
一方、土壌の分析結果の場合、有効期限はございませんが、分析結果が著しく過去のものである場合は、本社業務課まで事前にご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722
- Q32. 分析を既に行いましたのですが、分析項目が足りないことが判明しました。不足の項目だけ追加で分析して問題ありませんか？
- A32. 問題ございません。
- Q33. 分析結果の報告書は必ず原本を添付する必要がありますか？
- A33. 分析結果の報告書は、原本でも複写したものでどちらを添付していただいても結構です。ただし、複写したものを添付する場合には原本照合が必要です。申込時や契約の締結時などに原本を持参していただきますようお願いします。
- Q34. 申込時に添付する空車重量計量票は、民間業者で計量した証明書を利用しても問題ないですか？
- A34. 民間業者で計量した空車重量の計量証明書は受付しておりません。  
必ずセンターが発行する空車重量計量票を添付して下さい。
- Q35. 複数年の処分委託契約を締結することは可能ですか？
- A35. センターでは廃棄物の適正な受入のため、年度ごとに申込書を提出していただき、書類審査の結果、問題のない廃棄物に限り契約を締結することとしているため、複数年の契約を締結することはできません。
- Q36. 産業廃棄物処分業の許可のないセンターに処分委託しても委託基準違反にならないのですか？
- A36. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第十四条第六項ただし書き）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第十条の三第六号）により、許可を要しない者とされているため、委託基準違反にはなりません。
- Q37. センターに、排出場所からセンターの搬入施設（基地）までの収集運搬も併せて委託することはできますか？
- A37. センターでは埋立処分のみを行っており、収集運搬は行っておりません。  
収集運搬については別途、運搬業者に委託していただく必要があります。

#### ○変更手続きに関するQ&A

- Q38. 搬入車両の追加・変更をしたいのですが、どうすればいいのですか？
- A38. 変更届をセンターに提出していただく必要があります。  
以下のホームページに変更届の様式及び必要な添付書類を掲載していますので、必要内容を記載した変更届に添付書類を添付して、本社業務課まで提出して下さい。  
なお、変更届は郵送でも受付していますが、お急ぎの場合は窓口まで持参下さい。

<変更届のダウンロードはこちら>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/download>

※変更内容によりダウンロードしていただく様式が異なるためご注意下さい。

- ・新たに車両を追加する場合 ⇒ 車両（追加）
- ・登録していた車両を削除する場合 ⇒ 車両（削除）
- ・登録していた車両の内容（空車重量等）を変更する場合 ⇒ 車両（変更）

※ホームページが利用できない方は、センター本社業務課までご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722

<変更届提出先>

本社 〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階  
TEL 06-6204-1722 (直通)

- Q39. 申込時に登録していない車両で搬入した場合でも基地で手続きを行えば受け入れてもらえますか？
- A39. センターでは申込時等に登録した車両重量にもとづき搬入量を確定するため、搬入を行う車両は必ず事前登録が必要であり、登録のない車両での受入はできません。
- Q40. 特定のコンテナでコンテナ車を登録していましたが、別のコンテナを使用する場合は、どのような手続きが必要でしょうか？
- A40. 車両の変更の変更届を提出していただく必要があります。なお、使用する新しいコンテナが1台のみの場合は、新しいコンテナを装着した状態での空車重量計量票の添付が必要です。
- Q41. 搬入車証を紛失してしまいましたが、再発行してもらえますか？
- A41. 変更届（その他）を提出していただければ、搬入車証を再発行することが可能です。変更届の変更内容には、「搬入車証の再発行」、「再発行が必要な理由（例：搬入車証を紛失したため）」、「再発行が必要な車両番号」を記載して下さい。
- Q42. 搬入量が契約量を越えそうですが、どうすればいいのですか？
- A42. 変更契約の手続きが必要ですので変更届を持参してください。変更契約書をお渡ししますので、変更契約書に必要な収入印紙を添付して、申込書に使用された印鑑を捺印のうえ、再度お持ちください。なお、申込書に使用された印鑑と変更契約相当分の収入印紙を持参していただければ、その場で変更契約の締結が可能です。
- Q43. 申込廃棄物と同じ種類ですが性状の異なる廃棄物が発生した場合は、変更届を提出すればいいのですか？
- A43. 変更届ではなく、新たに廃棄物埋立処分委託申込書を提出していただく必要があります。

**○搬入に関するQ&A**

- Q44. 休日の搬入は可能ですか？
- A44. 開業日は基本的に祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日までです。  
各基地の営業日及び受入時間は、以下のホームページ、搬入要領をご参照下さい。  
<受入基地ホームページ>  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/guidance-of-acceptance-base>  
<受入基地の搬入要領（基地の運搬ルール）>  
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>
- Q45. お盆期間や年末年始の開業状況について教えて下さい。
- A45. お盆休みはありません。祝祭日を除く月曜日から金曜日まで受入を行っています。  
年末は、土曜日、日曜日に重なる場合を除き12月28日まで受入しています。12月29日から1月4日までは搬入できません。年始の受入は、土曜日、日曜日と重なる場合を除き、1月5日からになります。
- Q46. 台風により暴風・波浪警報が発表されていますが、搬入して問題ないでしょうか？

- A46. 台風等により基地所在地に気象警報（各基地等の廃棄物搬入要領に定める気象警報）が発表されたときは、搬入を停止することがあります。  
また、基地所在地に、気象警報のほか避難勧告が出されたとき、又は津波警報が発表されたときは、事前に通知することなく搬入を停止します。

<各基地等の廃棄物搬入要領>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>

- Q47. 廃棄物を搬入する際には事前予約は必要ですか？  
A47. 基本的には事前予約は不要ですが、泉大津基地又は和歌山基地に石綿含有産業廃棄物を搬入する場合には事前予約が必要です。

- Q48. 廃棄物を搬入する車両に制限はありますか？

- A48. 全基地に共通する基本的な事項は以下のとおりです。
- ・搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の前面にステッカー（大）を進行方向左側側面に常時付けること。
  - ・ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
  - ・搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
  - ・排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
  - ・産業廃棄物の運搬委託を受けて搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。

また、基地ごとにダンプアップ時の地上最高高さや搬入車両の大きさが決まっています。詳細は以下の搬入要領をご確認下さい。

<受入基地の搬入要領（基地の運搬ルール）>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>

- Q49. 廃棄物を運搬するに当たり注意すべき事項はありますか？

- A49. 廃棄物を積み込み・運搬する際には、以下の点にご注意下さい。
- ・積載制限量を守ること。
  - ・積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等でカバーすること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
  - ・飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
  - ・廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、安全な温度に下げること。
  - ・「指定した運搬経路」を通ること。
  - ・廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
  - ・沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。また、基地近傍の路上に駐停車しないこと。

詳細は以下の搬入要領をご確認下さい。

<受入基地の搬入要領（基地の運搬ルール）>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>

- Q50. 廃棄物をフレコンバッグなどの袋に入れた状態で搬入することは可能ですか？

- A50. 泉大津基地に石綿含有産業廃棄物を搬入する場合を除き、基本的には廃棄物をダンプの荷台等に直接積み込み、シート掛けなどの飛散対策を講じた上で搬入していただくこととなりますので、フレコンバッグやポリ容器に入った状態での搬入はお断りしています。

なお、泉大津基地に石綿含有産業廃棄物を搬入する場合は、透明なプラスチック袋（厚さ 0.15mm 以上）で密封したものをフレコンバッグに入れて搬入するなど、二重梱包していただく必要があります。



Q51. 廃棄物を搬入する基地は決まっているのですか？

A51. センターでは、「廃棄物の輸送時間を最小とすること」、「特定の搬入施設（基地）への集中を避けるため可能な限り分散させること」を基本として、発生する場所ごとに基地を定めています。

発生場所ごとの搬入基地は以下の受入区域と搬入基地をご参照下さい。

<受入区域と搬入基地>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste/area-and-loading-base>

Q52. 廃棄物の搬入ルートに指定はありますか？

A52. 発生場所ごとに基地に搬入するルートが決まっておりますのでご注意ください。

詳細は以下の搬入要領をご確認下さい。

<受入基地の搬入要領（基地の運搬ルール）>

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/area-and-loading-base/carry-rules>

### 〇処分料金の支払に関するQ & A

Q53. どのように処分料金を支払うのですか？

A53. 民間排出事業者の場合、廃棄物を搬入していただく前に委託契約数量に応じた処分料金をセンター指定の処分料金振込書で振り込んでいただく（分納可）必要があります。一方、公共排出事業者の場合、処分料金は1か月分を取りまとめて請求しますので、指定する期日までにセンター指定の振込書で振り込んでいただく必要があります。

Q54. 処分料金を分割して支払うことは可能ですか？

A54. 処分料金は分割納付も可能です。ただし、分割の回数は原則として10回までとしております。分割回数10回以上を希望される方は本社業務課までご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722

Q55. 処分料金を後納で支払うことは可能ですか？

A55. 公共排出事業者は後納方式となりますが、民間排出事業者の場合は前納方式となります。

Q56. 処分料金を入金したので翌日から搬入できますか？

A56. 搬入可能日は、契約期間中であって、契約時にお渡しする納付書にてお振込をしていた場合、原則として振込日から3日目（その間の土、日、祝日は除く。）の日となります。ただし、それ以外の方法（ATM、インターネットバンキング等）でお振込をされた場合は、入金確認に時間を要することとなりますので、センター指定の納付書以外でのお振込は控えていただきますようお願いいたします。

※ 石綿含有産業廃棄物については、振込日から3日目以降に、搬入基地での事前予約をしていただいて搬入する日時を決めていただく必要があります。

Q57. 搬入基地で搬入時に現金を支払って搬入することはできますか？

A57. 基地における現金支払での受入は行っておりません。

Q58. 処分料金として入金した残金は返金していただけますか？

A58. 前納金の残金（精算金）は、契約締結終了日の翌月25日頃に返金いたします。返金先は、契約書提出時に提出していただきました「精算金受入口座届出書」に届けられた口座です。

Q59. 契約期間満了を迎える前に廃棄物の搬入が終了し、残金の払戻しを受けたいのですが、どうしたらよいですか？

- A59. 契約期間の変更届を提出して、契約期間を短縮することにより残金の払戻しを早くすることが可能な場合があります。  
詳しくは本社業務課にご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722

### ○その他Q&A

#### <マニフェスト関係>

Q60. マニフェストをセンターで購入することはできますか？

A60. センターではマニフェストを販売しておりません。  
最寄りの産業廃棄物協会にご相談下さい。

Q61. マニフェストが返送されてこないのですが、どのように対応したらいいですか？

A61. 廃棄物を搬入した基地の事務所もしくは本社業務課までご相談下さい。

Q62. 電子マニフェストは利用できますか？

A62. センターは電子マニフェストに対応しているため、利用していただけます。  
電子マニフェストの利用については、事前に登録が必要であるため、詳細については本社業務課にご相談下さい。  
本社業務課 連絡先 06-6204-1722

Q63. 汚染土管理票をセンターで購入することはできますか？

A63. センターでは汚染土管理票を販売しておりません。  
汚染土管理票の購入については、(一社) 土壤環境センター ([TEL:03-5215-5955](tel:03-5215-5955))  
までご相談下さい。